

東山田小学校放課後キッズクラブの安全計画について

いつも放課後キッズにご理解ご協力ありがとうございます

国の基準省令の改正に伴う条例改正により、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)には、安全確保に関する取り組みを計画的に実施するため、令和6年度より、安全計画の策定が義務付けられています。

東山田小学校放課後キッズクラブにおいても、児童の安全を確保するために安全計画を策定しました。

令和7年4月1日以降は、計画に沿った点検・指導・訓練を行い、毎年事故防止マニュアル等の対応の見直しを行います。

安全計画取組内容

- ・マニュアル(指針)の策定 ……
 令和8年度放課後キッズクラブ事業安全管理マニュアルに則る
- ・設備/施設/消防の安全点検 毎月
- ・避難訓練 年2回
- ・消火訓練 年2回
- ・119番通報方法の確認
- ・救急対応(AED・エピペンの使用等)の学習
- ・児童への安全教育 …… 施設の安全な使用に関する指導
 避難訓練参加
 ※事前に告知なく行いますのでご了承お願いいたします。
- ・不審者対応訓練 …… 110番通報方法の確認
- ・食品衛生講習会への参加
- ・救急対応講習の受講

令和8年4月1日

東山田小学校放課後キッズクラブ